

答申第 276 号

平成 17 年 8 月 10 日

神奈川県知事 松沢 成文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 15 年 5 月 29 日付けで諮問された特定の審査請求に関する県税事務所長の知事説明書類非公開（存否応答拒否）の件（諮問第 257 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、不服申立人である特定の法人が提起した審査請求に関して県税事務所長が神奈川県知事に説明した書面について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、不服申立人である特定の法人（以下「本件法人」という。）が提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について県税事務所長が神奈川県知事（以下「知事」という。）に説明した書面（以下「本件行政文書」という。）について、知事が、平成15年2月10日及び同月14日付けで、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した処分の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第2号及び第8条該当の点について

(ア)行政不服審査法における審査請求手続と条例に基づく情報公開手続とは別のものであると認識しているが、本件審査請求は、徴税手続に対するものであり、強権を発動した行政には説明義務があり、徴税手続における経過を説明した本件行政文書は、納税者の知る権利の対象である。また、本件行政文書は、そもそも審査請求手続において請求しなくとも審査請求人に提出されるべきものであり、さらに、税の公明、公正の見地からも事例として本件行政文書を積極的に公開することを当初から求めている。

また、徴税手続である差押えの事実が業界に知れると、被差押者の倒産という可能性も想定されることから、本件行政文書は、条例第5条第2号ただし書の「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当し、存否を含め本件行政文書の公開をすべきであるから、条例第8条に該当

しない。

(イ) 本件審査請求の審査請求人と不服申立人は同一人であるため、本件行政文書を公開しても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはないので、条例第5条第2号に該当しない。

イ 条例第5条第7号及び第8条該当の点について

実施機関は、納税者である県民に対して徴税手続の経緯を明確に説明する当然の責任を有するのであるから、地方税法第22条が、差押宣告を受けた審査請求人の知る権利を妨げることはなく、本件行政文書は、条例第5条第7号及び第8条に該当しない。

ウ その他

本件審査請求の審査請求手続に行政不服審査法違反があることから、本件審査請求に対する裁決は、無効である。

3 実施機関（税務課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書の公開を拒んだ理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件法人が提起した県税に係る審査請求に関して、処分庁である県税事務所長が審査庁である知事に対して説明した書面が、本件行政文書である。

(2) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

本件行政文書は、本件法人の県税に係る審査請求に関する情報であり、公開することにより本件法人の信用、社会的評価に影響を及ぼすおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当する。

なお、不服申立人は、本件審査請求の審査請求人と不服申立人が同一人であるので、本件行政文書を公開しても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれはない旨主張しているが、条例に定める情報公開制度は、何人に対しても、請求目的を問わず、公開請求を認めるものであるから、公開請求に対する諾否の決定に当たり、公開請求者が誰であるかは考慮されないため、不服申立人の主張は認められ

ない。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

条例第5条第2号ただし書には、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報は除く」と規定されており、不服申立人は前記2(2)アのとおり、本件行政文書が同号ただし書に該当して公開する必要がある旨主張している。

しかし、本件法人の審査請求に関する情報が「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」であるとは認められないことから、同号ただし書に該当しない。

(3) 条例第5条第7号該当性について

条例第5条第7号は、「法令等の規定又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公開することができないとされている情報」を非公開情報として定めている。

本件法人が提起した県税に係る審査請求に関する情報は、地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)にいう「地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た秘密」すなわち同条により保護される納税義務者等の私人の秘密であって、法令等の規定により公開することができないとされている情報に該当することから、条例第5条第7号に該当する。

(4) 条例第8条該当性について

本件行政文書は、本件法人が審査請求を提起したことを前提に作成される文書であるため、その存否を明らかにするだけで、本件法人が審査請求を提起した事実の有無を明らかにする結果となる。

本件法人が審査請求を提起したことは、前記(2)で述べたとおり条例第5条第2号に該当する情報であり、また、前記(3)で述べたとおり同条第7号に該当する情報でもあることから、本件行政文書の存否を明らかにすることは、同条第2号及び第7号に該当する情報を公開した場合と同様の結果を生じさせることとなるので、条例第8条に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第8条該当性について

ア 条例第8条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」と規定している。

イ 本件行政文書の公開請求に対して、その存否を答えるだけで非公開情報を明らかにすることになるのか否かについて、以下に検討する。

(3) 条例第5条第2号本文該当性について

ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

イ 本件行政文書の公開請求書(以下「本件請求書」という。)に記載された「公開請求に係る行政文書の内容」から判断すると、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけでは、本件法人が審査請求したという事実が明らかになるにすぎない。

当該事実は、単に、本件法人が行政不服審査法に基づき権利行使したことを示すものであり、審査請求の内容が明らかになるわけでもないことから、本件法人の信用や社会的評価に影響を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、本件行政文書の存否を答えても、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは考えられないことから、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

ウ 以上のことからすると、前記2(2)ア(イ)の不服申立人の主張については、判断を要しない。

(4) 条例第 5 条第 7 号該当性について

ア 条例第 5 条第 7 号は、「法令等の規定又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項の規定による基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、公開することができないとされている情報」について、非公開とすることを規定している。

イ 実施機関は、本件法人の県税に係る審査請求に関する情報は、地方税法第 22 条に規定する「地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た秘密」、すなわち、同条により保護される納税義務者等の私人の秘密であって、条例第 5 条第 7 号の「法令等の規定により公開することができないとされている情報」に該当する旨説明している。

ウ 地方税法第 22 条は、地方税の調査事務に従事する公務員の守秘義務を定めたもので、同条の秘密とは、非公知の事項であって秘密として保護する客観的に相当の利益を有するものと認められるものをいうと解される。

エ 本件行政文書が存在しているか否かを答えた場合、本件法人が審査請求したという事実が明らかになるが、この事実は、地方税に関する調査により税務職員が知ることができた秘密ではないことから、地方税法第 22 条に規定する「秘密」とは認められない。

したがって、本件行政文書の存否を答えても、法令等の規定により公開することができないとされている情報を公開することになるとまでは認めることができないことから、条例第 5 条第 7 号に該当しないものと判断する。

(5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否の決定について実施機関から意見を求められているのであり、前記 2 (2) ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 15 年 5 月 29 日	諮問書を受理
6 月 4 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 16 年 3 月 17 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3 月 22 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
4 月 13 日	不服申立人から非公開等理由説明書に対する意見書を受理
平成 17 年 5 月 25 日 (第 42 回部会)	審議
6 月 1 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取
6 月 13 日 (第 43 回部会)	審議
7 月 11 日 (第 44 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成17年8月10日現在）（五十音順）